

[事案 2024-279] 入院給付金支払等請求

・令和7年7月1日 裁定打切り

<事案の概要>

重大事由により契約を解除され、入院給付金が支払われなかったことを不服として、入院給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年8月に新型コロナウイルス感染症により自宅療養したため（入院①）、同年7月に契約した組立型保険にもとづき給付金を請求したところ、支払われた。その後、令和5年3月に睡眠時無呼吸症候群により入院したため（入院②）、本契約にもとづき給付金を請求したところ、支払われた。その後再度、同年11月に睡眠時無呼吸症候群により入院したため（入院③）、本契約にもとづき給付金を請求したところ、重大事由により契約が解除され、給付金は支払われず、入院①②の給付金の返還を請求された。しかし、以下の理由により、入院③の給付金を支払うとともに、入院①②の既払給付金の返還債務の不存在確認を求める。

- (1)告知も説明も嘘なく契約したため、既払給付金の返還は拒否する。
- (2)自分は個人事業主であり、安定しない収入で生計を立てており、また、2人の子供を育てているので、いざという時の備えのために複数の保険契約に加入した。
- (3)鼻が詰まって病院を受診したところ、睡眠時無呼吸症候群の症状を指摘されて検査入院をした。検査結果も重症の無呼吸症候群であり、自分の行動等に不審な点はない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、令和3年8月からの1年間で、短期集中的に6社6件の保険契約に加入し、現在の有効契約では、入院一時金合計額140万円、入院日額合計額2万3千円となっており、この金額は一般的に著しく過大である。
- (2)申立人は、短期集中的に保険契約に加入した後、その約半年後の令和5年3月に睡眠時無呼吸症候群で入院一時金を受け取り、そのわずか3か月後の同年6月に他社医療保険に追加加入している。
- (3)以上のような当社との信頼関係を損ねる一連の行為は、約款上の重大事由に該当し、申立人は重大事由発生日以降に生じた支払事由にもとづく給付金を返還する義務がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1)重大事由解除が有効であるか否かを判断するためには、本契約および他社の保険の加入の経緯・動機、契約者が支払う保険料の合計額、加入当時の契約者の生活状況（収入、支出等）および財産状態（資産、負債等）、保険料の負担能力および支払状況、給付金の支払履歴および支払われた給付金があればその妥当性、被保険者の病状および医学的知見などを総合的に勘案して判断しなければならない。

- (2) これらの事情を明らかにするためには、相手方の反対尋問権も保障された厳密な証拠調手続を経る必要があるほか、第三者に対する文書送付嘱託または文書提出命令、医師等の第三者への尋問等の手続が必要となる可能性がある。
- (3) しかしながら、裁定審査会は裁判外紛争処理機関であり、このような手続を持たないことから、上記の点について明らかにすることは困難である。